

# 鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年七月五日  
第一千七百二十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

◇鳥取縣令第五十二號

大正七年六月縣令第三十五號蠶種検査手數料撤收規則はこれを廢止する。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林 敬 三

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十八號

各市町村長  
各地方事務所長

昭和十九年五月鳥取縣訓令第十八號年次勤勞統計調査事務取扱手續の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條中「市町村吏員」を削る。

第四條中「職員其ノ他者」を「工場、交通業等ノ職員」に改める。

第六條中「又ハ世帯主ノ氏名」を削る。

別記第三號様式を次のやうに改める。

様式第三號

年 月 日

何市(何郡何町村)長 氏 名

知事宛

年次勤勞統計準備調査結果ニ關スル件

標記ノ件年次勤勞統計調査事務取扱手續第七條ニ依リ左記ノ通及報告候也

鳥取縣公報 毎週 火金 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年七月五日  
第一千七百二十五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

工業事業場  
土石採取事業場  
交通事業場  
其他ノ事業体  
計

七月二十日現在數

備

考

本手續は公布の日よりこれを施行する。

### 告示

#### ◇鳥取縣告示第二百七十九號

木材の生産者が指定統制機關に販賣する場合の控除額が大藏大臣において次のやうに指定される。

昭和二十一年二月鳥取縣告示第八十五號(本縣ニ於ケル木材ノ生産者ガ指定統制機關ニ販賣スル場合ノ控除額指定ノ件)はこれを廢止する。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林

敬

三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における木材の生産者が指定統制機關に販賣する場合の控除額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月五日

大藏大臣 石 橋 湛 山

鳥取縣告示第二百三十九號によつて指定する

統制機關に生産者が販賣する場合の控除額

統制機關	名	控除額	取扱ふ材
鳥取縣合板組合		二分五厘	合板、單板
鳥取縣枕木業組合		二分五厘	枕木
鳥取縣桐材統制組合		二分五厘	桐材
鳥取縣バルブ材生産出荷組合		二分五厘	バルブ用材
鳥取縣杭木生産出荷組合		二分五厘	杭木
鳥取縣地方木材株式會社		五分	合板、單板、 枕木、桐材、 バルブ用材、 枕木を除く其 他用材

鳥取縣合板組合

二分五厘 合板、單板

鳥取縣枕木業組合

二分五厘 枕木

鳥取縣桐材統制組合

二分五厘 桐材

鳥取縣バルブ材生産出荷組合

二分五厘 バルブ用材

鳥取縣杭木生産出荷組合

二分五厘 杭木

鳥取縣地方木材株式會社

五分 合板、單板、  
枕木、桐材、  
バルブ用材、  
枕木を除く其  
他用材

#### ◇鳥取縣告示第二百八十號

石炭コーライトの小賣業者統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林

敬

三

物價統制令第四條の規定によつて石炭コーライトの小賣業者統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月五日

大藏大臣 石 橋 湛 山

銘 柄	種別	指定販賣業者統制額
塊	一庇	七九〇、九七〇
粒	〃〃	六八一、〇〇〇
粉	〃〃	四〇〇、〇〇〇

日産石炭コーライト

塊 一庇 七九〇、九七〇  
粒 〃〃 六八一、〇〇〇  
粉 〃〃 四〇〇、〇〇〇

一、本表中塊は篩目六分以上、粒は篩目二分以上粉は篩目二分未満をいふ

二、本表價格は販賣業者の貯炭物種込渡價格とす

三、本表價格はバラのものの價格であつて容器付の場合

合は實品を加算するものとす

#### ◇鳥取縣告示第二百八十一號

鳥取縣蠶種配付規程を次のやうに定め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林

敬

三

鳥取縣蠶種配付規程

第一條 縣が原蠶種若しくは原原蠶種の配付を爲す場合は本規程により有償でこれを行ふ。配付料金の差額はこれを定める。

第二條 原蠶種若しくは原原蠶種の配付を受けたいものは別記儀式により請求書を其の蠶種の蠶兒の掃立をしようとする年の前年二月末日迄に蠶業試験場に提出しなければならぬ。

但し特別の事情ある場合は前項に定めた期限後に請求書を提出することができる。

第三條 前條規定の請求があつた時蠶業試験場長は配付する蠶種の品種名、數量料金、料金納付期限、引渡時期引渡場所その他必要のある事項を請求者に通知する。

第四條 請求者前條の通知を受けたときは料金納付期限迄に料金を縣金庫に納入し蠶種引渡の際その領收證を提示しなければならぬ。

請求者正當の事由なくして料金納付期限迄に料金を納付せず又は引渡期限迄に蠶種を引取らないときは配付の請求を取消したものと見做す。

既に納付した料金は正當の事由のない限りこれを返還しない。

附 則

昭和十四年三月鳥取縣令第五號鳥取縣原蠶種配付規程は本令施行の日よりこれを廢止する。

様式

原蠶種(原原蠶種) 配付請求書

品 種 名	請求數量	原蠶種(原原蠶種)の蠶兒掃立時期	備 考
		春蠶期 夏蠶期 計 秋蠶期 夏秋蠶期	

計右請求す  
昭和 年 月 日  
住 所  
氏名(名稱)  
印

鳥取縣產業試驗場長宛

備考 原蠶種配付請求の場合は其の原蠶種を用ひて製造する普通蠶種の品種別製造豫定を別表に附記すること。

◇鳥取縣告示第二百八十二號

鳥取縣蠶種配付規程第一條により配付すべき蠶種の料金を次のやうに定め公布の日よりこれを施行する。

昭和十五年四月鳥取縣告示第二二二號鳥取縣原蠶種配付規程第二條による配付原種の料金はこれを廢止する。

昭和二十一年七月五日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、原蠶種の料金 一蛾に付 二十五錢
- 二、原原蠶種の料金 一蛾に付 四十錢

昭和二十一年七月五日印刷  
鳥取縣公報  
昭和二十一年七月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町